



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 石油製品輸送等補助金交付規程の一部を改正する告示（地域・離島課） 1
- 事業の認定（用地課） 2
- 道路の区域の変更（道路管理課） 4
- 国道の供用の開始（道路管理課） 4
- 公有水面埋立承認の申請の要領（海岸防災課） 4

公 告

- 補正予算の公表（財政課） 10
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 17
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課） 17
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 18
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立美来工科高等学校） 18
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立那覇商業高等学校） 18
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立宮古総合実業高等学校） 19

告 示

沖縄県告示第563号

石油製品輸送等補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

石油製品輸送等補助金交付規程の一部を改正する告示

石油製品輸送等補助金交付規程（平成24年沖縄県告示第211号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（揭示）

第14条 補助事業者は、知事が別に定めるところにより、補助事業の目的及び補助効果に係る事項を、石油製品の販売を行う営業所に揭示しなければならない。

第1号様式及び第3号様式から第6号様式までの規定中

- | | |
|----------------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> ドラム | (容量:) |
| <input type="checkbox"/> タンクローリー | (容量: k) |
| <input type="checkbox"/> コンテナ | (容量: k) |
| <input type="checkbox"/> タンカー | (容量: k) |
| <input type="checkbox"/> その他: | (容量: k) |

を

- | | |
|----------------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> ドラム | (容量: l) |
| <input type="checkbox"/> タンクローリー | (容量: kl) |
| <input type="checkbox"/> コンテナ | (容量: kl) |
| <input type="checkbox"/> タンカー | (容量: kl) |
| <input type="checkbox"/> その他: | (容量: kl) |

に改める。

第8号様式中

| 油種 | 月 | 月1日現在 | 月1日現在 | 月1日現在 | 備考 |
|-------------|---|-------|-------|-------|----|
| 揮発油 (ハイオク) | | 円/ | 円/ | 円/ | |
| 揮発油 (レギュラー) | | 円/ | 円/ | 円/ | |
| 灯油 (一般向) | | 円/ | 円/ | 円/ | |
| 〃 (雑貨店向) | | 円/ | 円/ | 円/ | |
| 軽油 | | 円/ | 円/ | 円/ | |
| A重油 | | 円/ | 円/ | 円/ | |

を

| 油種 | 月1日現在 | 月1日現在 | 月1日現在 | 1リットル当たり補助額 (値引相当額) | 備考 |
|-------------|-------|-------|-------|---------------------|----|
| 揮発油 (ハイオク) | 円/1 | 円/1 | 円/1 | 円/1 | |
| 揮発油 (レギュラー) | 円/1 | 円/1 | 円/1 | 円/1 | |
| 灯油 (一般向) | 円/1 | 円/1 | 円/1 | 円/1 | |
| 灯油 (雑貨店向) | 円/1 | 円/1 | 円/1 | 円/1 | |
| 軽油 | 円/1 | 円/1 | 円/1 | 円/1 | |
| A重油 | 円/1 | 円/1 | 円/1 | 円/1 | |

に

改め、同様式注2中「含まない」を「含む」に改め、同様式注に次のように加える。

- 3 1リットル当たり補助額 (値引相当額) の欄は、補助金の額を輸送数量で除して得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) を記入すること。

附 則

この告示は、平成25年11月1日から施行し、平成25年度予算に係る補助金から適用する。

沖縄県告示第564号

土地収用法 (昭和26年法律第219号。以下「法」という。) 第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 起業者の名称 中城村
- 2 事業の種類 (仮称) ごさまる歴史資料図書館整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県中城村字安里下原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

(仮称) ごさまる歴史資料図書館整備事業 (以下「本件事業」という。) は、地方公共団体である中城村が事業主体となって、起業地内に、図書館、歴史資料館、防災施設、収蔵庫等の機能を有する複合施設を建設する事業であり、法第3条第22号、第31号及び第32号に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

図書館法 (昭和25年法律第108号) 第2条によって地方公共団体の設置する図書館が定められており、また、本施設に設置される歴史資料館、防災施設、収蔵庫等は地方自治法 (昭和22年法律第67号)

第244条に規定する普通公共団体が設置する公の施設に該当することから、中城村は本件事業を施行する権能を有する主体である。さらに、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号への要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

中城村には、琉球史の英雄「護佐丸」が居城していた世界文化遺産「中城城跡」をはじめ多くの文化財が所在している。しかし、このような文化財について学ぶ場や機会がほとんどないため、地域の歴史文化を学び、地域への誇りと愛着を持つ青少年の育成等を行うための拠点整備が求められている。また、村内には図書館がなく、他市町村の協力を得て図書の貸出を行っている状況であるため、生涯学習の拠点となる村立図書館の建設が望まれている。さらに、人口の半分以上が居住する平野部は低地となっていることから、津波等の自然災害の際に利用可能な防災避難所の整備が喫緊の課題となっている。

このような状況に対応するため、本件事業は計画されたものであり、「中城村第四次総合計画」の具体的な実施施策として定められている。本件事業の施行によって、村民を中心に県内外の人々が琉球史を学ぶことができ、地域の人材育成や琉球史等の歴史文化情報の発信に寄与する。また、中城村教育委員会で行われている琉球史等の教育カリキュラムと連携し、学校教育の促進にも寄与する。さらに、図書館の併設によって生涯学習が推進されるほか、防災施設や収蔵庫等の機能を付加することで、村民の住環境の安全性向上にも資する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関係法に基づき適切な措置を施すとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、十分な用地確保が可能であること、自然災害時の周辺住民の緊急避難所として機能する場所であること、スポーツ・文化施設の集約化が行える場所であること、交通の利便性等から5案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、本件事業は図書館、歴史資料館、防災施設、収蔵庫等の機能を有する複合施設を建設しようとするものであり、「中城村第四次総合計画」に掲げられた基本計画を推進するための具体的な実施施策として定められたものである。同計画の策定にあたって実施された村民アンケートにおいて、歴史文化財を活かした学習の場の創設や災害対策の充実が望まれているほか、住民会議等において図書館の早期建設が要望されている。また、自然災害時の避難所として利用する防災施設や収蔵庫等の建設を進めることは、中城村における喫緊の課題であるため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に半永久的に供される範囲であることから、収用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているため、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 中城村教育委員会生涯学習課

沖縄県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成25年10月29日から同年11月11日まで一般の縦覧に供する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 507号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 旧新の別 | 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------|-----------------------------------|---------------|--------|
| 旧 | 八重瀬町字伊覇213番1から 八重瀬町字伊覇185番4まで | 12.4m ～ 46.0m | 194.3m |
| 新 | 八重瀬町字屋宜原217番5から 八重瀬町字伊覇185番4まで | 15.0m ～ 21.6m | 181.6m |

沖縄県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成25年10月29日から同年11月11日まで一般の縦覧に供する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 507号
- 2 供用開始の区間 八重瀬町字屋宜原217番5から八重瀬町字伊覇184番5まで
- 3 供用開始の期日 平成25年10月29日

沖縄県告示第567号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項において準用する同法第2条第2項の規定により、公有水面埋立承認の申請があった。その要領は、次のとおりである。

なお、承認申請書及び関係図書は、平成25年10月29日から同年11月18日まで沖縄県総務部総務私学課行政情報センター、沖縄県南部土木事務所、那覇市役所、豊見城市役所及び沖縄県海岸防災課のホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kaibo/index.html>）において縦覧に供する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 承認申請書受理年月日 平成25年9月20日
- 2 承認申請の概要
 - (1) 申請者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - ア 申請者 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 内閣府沖縄総合事務局
 - イ 代表者 沖縄県那覇市松山1丁目21番1号 内閣府沖縄総合事務局長 河合正保
 - (2) 埋立区域
 - ア 位置 沖縄県那覇市字大嶺前原382番地1から同382番地1に接する国有海浜地を経て那覇市字宮城武南喜原597番地、豊見城市字瀬長瀬長島174番地に至る間の地先公有水面
 - イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と㊸の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 沖縄県豊見城市字瀬長174番の国土地理院瀬長島三等三角点（北緯26度10分28秒7487、東経127度38分33秒5460）から1度8分11秒3,244.63メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から196度29分50秒2.28メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から194度02分30秒10.30メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から190度22分21秒5.08メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から190度22分21秒5.08メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から191度56分51秒10.22メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から190度45分09秒10.17メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から196度39分45秒10.43メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から198度15分28秒10.53メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から187度56分50秒10.09メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から209度29分17秒11.48メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から189度08分06秒10.12メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から199度03分55秒10.58メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から201度05分48秒10.71メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から200度33分22秒10.68メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から208度47分36秒11.41メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から205度36分28秒11.08メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から194度01分41秒10.31メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から212度05分45秒11.80メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から185度29分42秒10.04メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から203度20分25秒10.89メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から200度30分39秒10.67メートルの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から214度27分00秒12.12メートルの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から212度59分59秒11.92メートルの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から207度05分39秒11.23メートルの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から208度18分25秒11.35メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から205度28分56秒4.06メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から270度00分00秒4.42メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から270度00分00秒528.00メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から210度00分05秒147.51メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から180度00分00秒2,302.80メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から90度00分00秒0.15メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から180度00分00秒145.18メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から225度00分00秒131.80メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から180度00分00秒185.01メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から270度00分00秒313.43メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から315度00分00秒10.86メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から270度00分00秒25.51メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から350度34分51秒295.89メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から305度34分57秒5.81メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から350度34分51秒79.61メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から14度02分10秒320.53メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から0度00分00秒615.18メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から90度00分00秒0.10メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から0度00分00秒246.64メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から270度00分00秒1.05メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から0度00分00秒989.00メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から270度00分00秒0.10メートルの地点

- ㊸の地点 ㊸の地点から0度00分00秒195.00メートルの地点
 ㊹の地点 ㊹の地点から270度00分00秒13.30メートルの地点
 ㊺の地点 ㊺の地点から0度00分00秒149.68メートルの地点
 ㊻の地点 ㊻の地点から270度00分00秒1.36メートルの地点
 ㊼の地点 ㊼の地点から0度00分00秒180.00メートルの地点
 ㊽の地点 ㊽の地点から45度00分00秒6.07メートルの地点
 ㊾の地点 ㊾の地点から0度00分00秒315.70メートルの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から90度00分00秒253.62メートルの地点
 ㊻の地点 ㊻の地点から44度59分48秒11.77メートルの地点
 ㊼の地点 ㊼の地点から90度00分00秒69.00メートルの地点
 ㊽の地点 ㊽の地点から135度00分00秒11.77メートルの地点
 ㊾の地点 ㊾の地点から90度00分00秒2.67メートルの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から180度00分00秒207.13メートルの地点
 ㊻の地点 ㊻の地点から135度00分00秒96.41メートルの地点
 ㊼の地点 ㊼の地点から90度00分00秒5.62メートルの地点
 ㊽の地点 ㊽の地点から135度00分00秒31.97メートルの地点
 ㊾の地点 ㊾の地点から90度00分00秒215.04メートルの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から180度00分00秒0.25メートルの地点

ウ 面積 1,602,570.43平方メートル（一般海域1,484,764.94平方メートル、港湾区域内117,805.49平方メートル）

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

- (7) 1工区 沖縄県那覇市字大嶺前原382番地1、同382番地1に接する国有海浜地、387番地、229番地、226番地、225番地、224番地、223番地、222番地、215番地、214番地、213番地、212番地、211番地、210番地、209番地、208番地、207番地、206番地、205番地、204番地、203番地、202番地、201番地、200番地、199番地、198番地、197番地、196番地、195番地、194番地、193番地、191番地、186番地、186番地2、185番地、184番地、183番地、182番地、181番地、180番地、179番地、178番地、177番地、176番地、175番地、174番地、173番地、172番地、171番地1、171番地2、171番地3、170番地、169番地、168番地、167番地、166番地1、166番地2、164番地、163番地、162番地、161番地、160番地、159番地、158番地、157番地、156番地、155番地、154番地、153番地、152番地、151番地、150番地、149番地、148番地、147番地、146番地、145番地、143番地、142番地1、142番地2、141番地、140番地、261番地、139番地、138番地、137番地、136番地、135番地、134番地、133番地、132番地、131番地、130番地、129番地、126番地、125番地、124番地、123番地、122番地、121番地、120番地、119番地、118番地、117番地、116番地、115番地、114番地、113番地、112番地、111番地、110番地、109番地、108番地、107番地、106番地、105番地1、105番地2、105番地3、105番地4、104番地1、104番地2、103番地1、103番地2、102番地、101番地、100番地、99番地、98番地、97番地、96番地、95番地、94番地、93番地、92番地、91番地、90番地、89番地、88番地、87番地、86番地、85番地、84番地、83番地、82番地、81番地、80番地、79番地、78番地、77番地、76番地、75番地、74番地、73番地、72番地、71番地、70番地、69番地、68番地、67番地、66番地、65番地、64番地、63番地、62番地、59番地、58番地、55番地、54番地、53番地、52番地、51番地、50番地、49番地、48番地、47番地、46番地、45番地、44番地、43番地、42番地、39番地、38番地、37番地、36番地、35番地、29番地、28番地、26番地の地内及び那覇市字大嶺384番地から那覇市字宮城武南喜原597番地を経て豊見城市字瀬長瀬長島174番地に至る間の地先公有水面

(4) 2工区 豊見城市字瀬長瀬長島151番地の地先公有水面

(5) 3工区 那覇市港町1丁目207番に接する無番地の地先公有水面

イ 区域

- (7) 1工区 次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域
 ㊸の地点 沖縄県豊見城市字瀬長瀬長島174番の国土地理院瀬長瀬長島三等三角点（北緯26度10分28秒748

7、東経127度38分33秒5460) の地点から1度08分11秒3, 244.63メートルの地点

| | |
|------|-------------------------------|
| ㊶の地点 | ㊶の地点から196度29分50秒2.28メートルの地点 |
| ㊷の地点 | ㊶の地点から194度02分30秒10.30メートルの地点 |
| ㊸の地点 | ㊷の地点から190度22分21秒5.08メートルの地点 |
| ㊹の地点 | ㊸の地点から190度22分21秒5.08メートルの地点 |
| ㊺の地点 | ㊹の地点から191度56分51秒10.22メートルの地点 |
| ㊻の地点 | ㊺の地点から190度45分09秒10.17メートルの地点 |
| ㊼の地点 | ㊻の地点から196度39分45秒10.43メートルの地点 |
| ㊽の地点 | ㊼の地点から198度15分28秒10.53メートルの地点 |
| ㊾の地点 | ㊽の地点から187度56分50秒10.09メートルの地点 |
| ㊿の地点 | ㊾の地点から209度29分17秒11.48メートルの地点 |
| ㊶の地点 | ㊿の地点から189度08分06秒10.12メートルの地点 |
| ㊷の地点 | ㊶の地点から199度03分55秒10.58メートルの地点 |
| ㊸の地点 | ㊷の地点から201度05分48秒10.71メートルの地点 |
| ㊹の地点 | ㊸の地点から200度33分22秒10.68メートルの地点 |
| ㊺の地点 | ㊹の地点から208度47分36秒11.41メートルの地点 |
| ㊻の地点 | ㊺の地点から205度36分28秒11.08メートルの地点 |
| ㊼の地点 | ㊻の地点から194度01分41秒10.31メートルの地点 |
| ㊽の地点 | ㊼の地点から212度05分45秒11.80メートルの地点 |
| ㊾の地点 | ㊽の地点から185度29分42秒10.04メートルの地点 |
| ㊿の地点 | ㊾の地点から203度20分25秒10.89メートルの地点 |
| ㊶の地点 | ㊿の地点から200度30分39秒10.67メートルの地点 |
| ㊷の地点 | ㊶の地点から214度27分00秒12.12メートルの地点 |
| ㊸の地点 | ㊷の地点から212度59分59秒11.92メートルの地点 |
| ㊹の地点 | ㊸の地点から207度05分39秒11.23メートルの地点 |
| ㊺の地点 | ㊹の地点から208度18分25秒11.35メートルの地点 |
| ㊻の地点 | ㊺の地点から205度28分56秒4.06メートルの地点 |
| ㊼の地点 | ㊻の地点から270度00分00秒4.42メートルの地点 |
| ㊽の地点 | ㊼の地点から209度23分58秒15.14メートルの地点 |
| ㊾の地点 | ㊽の地点から210度55分28秒13.27メートルの地点 |
| ㊿の地点 | ㊾の地点から218度45分18秒13.82メートルの地点 |
| ㊶の地点 | ㊿の地点から219度33分17秒17.95メートルの地点 |
| ㊷の地点 | ㊶の地点から221度05分02秒20.71メートルの地点 |
| ㊸の地点 | ㊷の地点から225度03分48秒14.05メートルの地点 |
| ㊹の地点 | ㊸の地点から226度20分19秒11.04メートルの地点 |
| ㊺の地点 | ㊹の地点から230度20分14秒10.68メートルの地点 |
| ㊻の地点 | ㊺の地点から232度24分12秒1.73メートルの地点 |
| ㊼の地点 | ㊻の地点から180度00分00秒84.58メートルの地点 |
| ㊽の地点 | ㊼の地点から89度33分01秒38.47メートルの地点 |
| ㊾の地点 | ㊽の地点から90度59分47秒17.36メートルの地点 |
| ㊿の地点 | ㊾の地点から180度05分50秒275.43メートルの地点 |
| ㊶の地点 | ㊿の地点から269度34分46秒92.20メートルの地点 |
| ㊷の地点 | ㊶の地点から179度08分19秒254.75メートルの地点 |
| ㊸の地点 | ㊷の地点から72度19分33秒29.17メートルの地点 |
| ㊹の地点 | ㊸の地点から158度41分46秒166.66メートルの地点 |
| ㊺の地点 | ㊹の地点から171度57分22秒13.14メートルの地点 |
| ㊻の地点 | ㊺の地点から179度31分58秒76.27メートルの地点 |
| ㊼の地点 | ㊻の地点から202度50分19秒45.41メートルの地点 |
| ㊽の地点 | ㊼の地点から230度49分36秒6.88メートルの地点 |

| | |
|------|-------------------------------|
| ㉔の地点 | ㉕の地点から284度46分33秒6.50メートルの地点 |
| ㉖の地点 | ㉗の地点から247度18分58秒10.24メートルの地点 |
| ㉘の地点 | ㉙の地点から152度25分46秒24.26メートルの地点 |
| ㉚の地点 | ㉛の地点から141度00分35秒22.53メートルの地点 |
| ㉜の地点 | ㉝の地点から232度57分34秒65.76メートルの地点 |
| ㉞の地点 | ㉟の地点から325度19分36秒76.53メートルの地点 |
| ㊱の地点 | ㊲の地点から329度07分57秒23.86メートルの地点 |
| ㊳の地点 | ㊴の地点から333度11分38秒15.19メートルの地点 |
| ㊵の地点 | ㊶の地点から341度32分42秒487.38メートルの地点 |
| ㊷の地点 | ㊸の地点から67度43分15秒17.74メートルの地点 |
| ㊹の地点 | ㊺の地点から74度59分57秒50.04メートルの地点 |
| ㊻の地点 | ㊼の地点から11度10分11秒70.31メートルの地点 |
| ㊽の地点 | ㊾の地点から355度02分27秒15.63メートルの地点 |
| ㊿の地点 | ㋀の地点から334度37分51秒17.39メートルの地点 |
| ㋁の地点 | ㋂の地点から322度23分04秒12.27メートルの地点 |
| ㋃の地点 | ㋄の地点から333度44分31秒5.42メートルの地点 |
| ㋅の地点 | ㋆の地点から354度35分43秒7.37メートルの地点 |
| ㋇の地点 | ㋈の地点から78度20分34秒12.36メートルの地点 |
| ㋉の地点 | ㋊の地点から89度39分23秒7.00メートルの地点 |
| ㋋の地点 | ㋌の地点から97度20分33秒26.87メートルの地点 |
| ㋍の地点 | ㋎の地点から92度19分58秒5.79メートルの地点 |
| ㋏の地点 | ㋐の地点から61度55分53秒20.62メートルの地点 |
| ㋑の地点 | ㋒の地点から76度15分43秒5.36メートルの地点 |
| ㋓の地点 | ㋔の地点から81度13分31秒7.28メートルの地点 |
| ㋕の地点 | ㋖の地点から91度04分23秒32.62メートルの地点 |
| ㋗の地点 | ㋘の地点から359度57分18秒109.17メートルの地点 |
| ㋙の地点 | ㋚の地点から268度32分11秒73.99メートルの地点 |
| ㋛の地点 | ㋜の地点から270度42分38秒37.66メートルの地点 |
| ㋝の地点 | ㋞の地点から349度54分17秒17.46メートルの地点 |
| ㋟の地点 | ㋠の地点から341度18分27秒40.73メートルの地点 |
| ㋡の地点 | ㋢の地点から255度13分23秒3.94メートルの地点 |
| ㋣の地点 | ㋤の地点から249度25分34秒7.47メートルの地点 |
| ㋥の地点 | ㋦の地点から234度37分54秒7.35メートルの地点 |
| ㋧の地点 | ㋨の地点から251度50分59秒4.51メートルの地点 |
| ㋩の地点 | ㋪の地点から262度35分21秒7.78メートルの地点 |
| ㋬の地点 | ㋭の地点から253度21分18秒7.27メートルの地点 |
| ㋮の地点 | ㋯の地点から244度39分10秒11.95メートルの地点 |
| ㋰の地点 | ㋱の地点から243度41分17秒15.99メートルの地点 |
| ㋲の地点 | ㋳の地点から243度51分38秒10.53メートルの地点 |
| ㋴の地点 | ㋵の地点から247度43分30秒13.97メートルの地点 |
| ㋷の地点 | ㋸の地点から253度57分36秒15.05メートルの地点 |
| ㋹の地点 | ㋺の地点から250度05分36秒11.15メートルの地点 |
| ㋼の地点 | ㋽の地点から249度30分56秒16.35メートルの地点 |
| ㋾の地点 | ㋿の地点から247度13分26秒14.32メートルの地点 |
| ㊱の地点 | ㊲の地点から250度00分00秒12.68メートルの地点 |
| ㊳の地点 | ㊴の地点から236度20分03秒7.19メートルの地点 |
| ㊵の地点 | ㊶の地点から226度11分15秒9.55メートルの地点 |
| ㊷の地点 | ㊸の地点から224度38分04秒15.73メートルの地点 |
| ㊹の地点 | ㊺の地点から229度58分50秒16.11メートルの地点 |

| | |
|------|---------------------------------|
| ㉔の地点 | ㉕の地点から217度34分38秒11.01メートルの地点 |
| ㉖の地点 | ㉗の地点から217度49分02秒11.39メートルの地点 |
| ㉘の地点 | ㉙の地点から216度04分54秒5.72メートルの地点 |
| ㉚の地点 | ㉛の地点から199度55分03秒6.12メートルの地点 |
| ㉜の地点 | ㉝の地点から188度28分55秒6.26メートルの地点 |
| ㉞の地点 | ㉟の地点から202度54分26秒5.65メートルの地点 |
| ㊱の地点 | ㊲の地点から213度17分04秒5.40メートルの地点 |
| ㊳の地点 | ㊴の地点から236度04分28秒4.92メートルの地点 |
| ㊵の地点 | ㊶の地点から233度38分57秒2.53メートルの地点 |
| ㊷の地点 | ㊸の地点から182度27分21秒1.33メートルの地点 |
| ㊹の地点 | ㊺の地点から137度09分22秒8.57メートルの地点 |
| ㊻の地点 | ㊼の地点から137度10分05秒9.88メートルの地点 |
| ㊽の地点 | ㊾の地点から128度29分00秒3.60メートルの地点 |
| ㊿の地点 | ㋀の地点から120度03分19秒3.73メートルの地点 |
| ㋁の地点 | ㋂の地点から138度19分48秒6.28メートルの地点 |
| ㋃の地点 | ㋄の地点から149度32分34秒4.57メートルの地点 |
| ㋅の地点 | ㋆の地点から149度32分55秒3.47メートルの地点 |
| ㋇の地点 | ㋈の地点から153度48分46秒9.96メートルの地点 |
| ㋉の地点 | ㋊の地点から144度05分11秒7.17メートルの地点 |
| ㋋の地点 | ㋌の地点から133度39分50秒23.65メートルの地点 |
| ㋍の地点 | ㋎の地点から134度25分07秒28.14メートルの地点 |
| ㋏の地点 | ㋐の地点から131度22分06秒10.54メートルの地点 |
| ㋑の地点 | ㋒の地点から138度49分07秒15.74メートルの地点 |
| ㋓の地点 | ㋔の地点から135度51分25秒17.58メートルの地点 |
| ㋕の地点 | ㋖の地点から141度29分21秒17.60メートルの地点 |
| ㋗の地点 | ㋘の地点から145度42分44秒19.72メートルの地点 |
| ㋙の地点 | ㋚の地点から139度32分18秒2.22メートルの地点 |
| ㋛の地点 | ㋜の地点から270度00分00秒222.44メートルの地点 |
| ㋝の地点 | ㋞の地点から180度00分00秒2,463.88メートルの地点 |
| ㋟の地点 | ㋠の地点から260度34分51秒903.97メートルの地点 |
| ㋡の地点 | ㋢の地点から350度34分51秒635.80メートルの地点 |
| ㋣の地点 | ㋤の地点から80度34分50秒441.34メートルの地点 |
| ㋥の地点 | ㋦の地点から13度46分30秒227.08メートルの地点 |
| ㋧の地点 | ㋨の地点から0度00分00秒494.56メートルの地点 |
| ㋩の地点 | ㋪の地点から220度00分00秒351.15メートルの地点 |
| ㋫の地点 | ㋬の地点から310度00分00秒483.44メートルの地点 |
| ㋭の地点 | ㋮の地点から40度00分00秒572.27メートルの地点 |
| ㋯の地点 | ㋰の地点から130度00分00秒297.12メートルの地点 |
| ㋱の地点 | ㋲の地点から0度04分44秒1,158.64メートルの地点 |
| ㋳の地点 | ㋴の地点から270度00分00秒475.62メートルの地点 |
| ㋵の地点 | ㋶の地点から0度00分00秒1,253.44メートルの地点 |
| ㋷の地点 | ㋸の地点から90度00分00秒1,232.31メートルの地点 |
| ㋹の地点 | ㋺の地点から180度00分00秒757.39メートルの地点 |
| ㋻の地点 | ㋼の地点から90度00分00秒417.90メートルの地点 |
| ㋽の地点 | ㋾の地点から201度20分54秒6.55メートルの地点 |
| ㋿の地点 | ㊀の地点から191度46分19秒10.21メートルの地点 |
| ㊁の地点 | ㊂の地点から195度28分20秒10.37メートルの地点 |

- (4) 2工区 次の各地点を順次に結んだ線及び㉔の地点と㉕の地点とを結んだ線により囲まれた区域
 ㉔の地点 沖縄県豊見城市字瀬長174番の国土地理院瀬長島三等三角点（北緯26度10分28秒748

7、東経127度38分33秒5460)の地点から39度57分52秒286.54メートルの地点

- ㊸の地点 ㊸の地点から3度57分24秒96.13メートルの地点
- ㊹の地点 ㊹の地点から162度17分55秒69.35メートルの地点
- ㊺の地点 ㊺の地点から72度17分55秒117.62メートルの地点
- ㊻の地点 ㊻の地点から116度37分44秒40.94メートルの地点
- ㊼の地点 ㊼の地点から166度23分04秒232.05メートルの地点
- ㊽の地点 ㊽の地点から264度29分01秒20.20メートルの地点
- ㊾の地点 ㊾の地点から346度23分04秒219.92メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から296度37分49秒23.52メートルの地点

(ウ) 3工区 次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊽の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ㊸の地点 沖縄県那覇市字天久前原1159番地28の国土地理院天久岳三等三角点(北緯26度13分51秒3998、東経127度40分59秒0706)の地点から271度22分49秒2,474.31メートルの地点
- ㊹の地点 ㊹の地点から197度52分39秒204.36メートルの地点
- ㊺の地点 ㊺の地点から276度01分01秒146.99メートルの地点
- ㊻の地点 ㊻の地点から6度00分38秒661.99メートルの地点
- ㊼の地点 ㊼の地点から300度37分53秒99.05メートルの地点
- ㊽の地点 ㊽の地点から6度01分01秒131.99メートルの地点
- ㊾の地点 ㊾の地点から30度37分53秒243.99メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から120度37分53秒185.22メートルの地点
- ㊸の地点 ㊸の地点から180度02分49秒86.45メートルの地点

ウ 面積

- (ア) 1工区 3,805,361.75平方メートル(一般海域3,361,410.12平方メートル、港湾区域内443,951.63平方メートル)
- (イ) 2工区 9,020.64平方メートル(一般海域)
- (ウ) 3工区 210,455.83平方メートル(港湾区域)

(4) 埋立地の用途 空港用地

3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部海岸防災課又は沖縄県南部土木事務所に提出すること。

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、平成25年10月11日県議会の議決を経た補正予算の要領を次のとおり公表する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

平成25年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)

平成25年度沖縄県一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に5,565,215千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ704,390,215千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

| 歳 入 | | | | |
|---------|----------|-------------------|--------------|-------------------|
| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| 5 地方交付税 | | 千円 202,352,000 | 千円 68,756 | 千円 202,420,756 |
| | 1 地方交付税 | 202,352,000 | 68,756 | 202,420,756 |
| 9 国庫支出金 | | 229,124,137 | 2,651,674 | 231,775,811 |
| | 2 国庫補助金 | 186,511,761 | 2,651,674 | 189,163,435 |
| 10 財産収入 | | 2,441,170 | 171,850 | 2,613,020 |
| | 1 財産運用収入 | 1,415,394 | 30 | 1,415,424 |
| | 2 財産売払収入 | 1,025,776 | 171,820 | 1,197,596 |
| 11 寄附金 | | 4,646 | 3,894 | 8,540 |
| | 1 寄附金 | 4,646 | 3,894 | 8,540 |
| 12 繰入金 | | 35,071,162 | 1,323,120 | 36,394,282 |
| | 2 基金繰入金 | 34,746,005 | 1,323,120 | 36,069,125 |
| 13 繰越金 | | 1 | 470,064 | 470,065 |

| | | | | |
|--------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| | 1 繰越金 | 1 | 470,064 | 470,065 |
| 14 諸収入 | | 20,779,654 | 683,757 | 21,463,411 |
| | 4 貸付金元利収入 | 11,297,202 | 600,000 | 11,897,202 |
| | 5 受託事業収入 | 1,394,966 | 3,002 | 1,397,968 |
| | 8 雑入 | 2,297,832 | 80,755 | 2,378,587 |
| 15 県債 | | 69,886,000 | 192,100 | 70,078,100 |
| | 1 県債 | 69,886,000 | 192,100 | 70,078,100 |
| 歳入合計 | | 698,825,000 | 5,565,215 | 704,390,215 |

| 歳 出 | | | | |
|-------|---------|-------------|-----------|-------------|
| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 総務費 | | 70,391,703 | 1,074,944 | 71,466,647 |
| | 1 総務管理費 | 15,660,025 | 884,896 | 16,544,921 |
| | 2 企画費 | 13,662,568 | 73,716 | 13,736,284 |
| | 3 徴税費 | 4,492,147 | 116,332 | 4,608,479 |
| 3 民生費 | | 107,044,315 | 335,048 | 107,379,363 |
| | 1 社会福祉費 | 69,383,712 | 9,311 | 69,393,023 |
| | 2 児童福祉費 | 26,789,802 | 325,737 | 27,115,539 |
| 4 衛生費 | | 24,794,937 | 1,844,755 | 26,639,692 |
| | 1 公衆衛生費 | 6,777,064 | 111,065 | 6,888,129 |
| | 2 環境衛生費 | 2,482,875 | 872,930 | 3,355,805 |
| | 3 環境保全費 | 1,477,129 | 16,140 | 1,493,269 |

| | | | | |
|---------------|-----------------|-------------|-----------|-------------|
| | 5 医 薬 費 | 5,740,383 | 844,620 | 6,585,003 |
| 6 農 林 水 産 業 費 | | 63,471,477 | 290,383 | 63,761,860 |
| | 1 農 業 費 | 21,762,980 | 32,021 | 21,795,001 |
| | 2 畜 産 業 費 | 2,863,391 | 166,754 | 3,030,145 |
| | 3 農 地 費 | 28,761,893 | 39,571 | 28,801,464 |
| | 5 水 産 業 費 | 8,258,016 | 52,037 | 8,310,053 |
| 7 商 工 費 | | 42,162,779 | 1,405,958 | 43,568,737 |
| | 1 商 業 費 | 6,977,146 | 67,488 | 7,044,634 |
| | 2 工 鉱 業 費 | 27,104,376 | 1,269,129 | 28,373,505 |
| | 3 観 光 費 | 8,081,257 | 69,341 | 8,150,598 |
| 8 土 木 費 | | 92,503,006 | 486,365 | 92,989,371 |
| | 2 道 路 橋 り ょ う 費 | 31,355,426 | 164,968 | 31,520,394 |
| | 3 河 川 海 岸 費 | 6,694,888 | 49,180 | 6,744,068 |
| | 4 港 湾 費 | 10,931,999 | 150,000 | 11,081,999 |
| | 5 都 市 計 画 費 | 16,142,198 | 20,956 | 16,163,154 |
| | 6 住 宅 費 | 4,156,242 | 27,844 | 4,184,086 |
| | 7 空 港 費 | 2,723,379 | 73,417 | 2,796,796 |
| 9 警 察 費 | | 31,491,350 | 46,000 | 31,537,350 |
| | 1 警 察 管 理 費 | 28,901,195 | 46,000 | 28,947,195 |
| 10 教 育 費 | | 153,322,953 | 74,910 | 153,397,863 |
| | 1 教 育 総 務 費 | 9,230,717 | 7,000 | 9,237,717 |
| | 4 高 等 学 校 費 | 44,565,470 | 26,003 | 44,591,473 |
| | 5 特 別 支 援 学 校 費 | 16,189,075 | 1,205 | 16,190,280 |
| | 6 社 会 教 育 費 | 1,745,772 | 3,002 | 1,748,774 |
| | 7 保 健 体 育 費 | 871,873 | 37,700 | 909,573 |

| | | | | |
|------------|-------------------|-------------|-----------|-------------|
| 13 諸 支 出 金 | | 28,049,037 | 6,852 | 28,055,889 |
| | 5 県有施設整備基金 積立金 | 1,126,852 | 6,852 | 1,133,704 |
| 歳 出 | 合 計 | 698,825,000 | 5,565,215 | 704,390,215 |

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-----------------|-------------|--------------------------|-----------------|
| 7 商 工 費 | | | 千円 7,500,280 |
| | 1 商 業 費 | | 2,965,842 |
| | | 国際物流拠点施設整備事業 | 2,965,842 |
| | 2 工 鉱 業 費 | | 4,534,438 |
| | | 国際物流拠点産業集積地域 賃貸工場整備事業 | 1,298,388 |
| | | 沖縄型クラウド基盤構築事業 | 3,236,050 |
| 8 土 木 費 | | | 2,815,400 |
| | 2 道路橋りょう費 | | 1,147,720 |
| | | 公共交通安全事業 | 68,000 |
| | | 道路防災保全事業 | 403,320 |
| | | 社会資本整備総合交付金（道路） | 461,000 |
| | | 沖縄振興公共投資交付金（道路） | 215,400 |
| | 3 河川海岸費 | | 284,400 |
| | | 沖縄振興公共投資交付金（河川） | 56,000 |
| | | 海 岸 事 業 | 67,000 |
| | | 地 す べ り 対 策 事 業 | 61,400 |
| | | 急傾斜地崩壊対策事業 | 100,000 |
| | 4 港 湾 費 | | 409,840 |
| | | 港湾改修費（公共投資交付金） | 409,840 |
| | 5 都 市 計 画 費 | | 973,440 |
| 公 園 費 （ 交 付 金 ） | | 56,440 | |

| | | |
|-----|----------------------------|------------|
| | 沖縄県総合運動公園プロサッカー スタジアム事業 | 917,000 |
| 合 計 | | 10,315,680 |

第 3 表 債務負担行為補正

(変更)

| 事 項 | 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|-------------------------|----------------------|--------------|----------------------|---------------|
| | 期 間 | 限 度 額 | 期 間 | 限 度 額 |
| 資金繰り円滑化借換資金償 損 失 補 債 | 平成25年度から 平成39年度まで | 千円 86,400 | 平成25年度から 平成39年度まで | 千円 151,200 |

第 4 表 地方債補正

(変更)

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | | | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|---------------|-----------------|---------------|-----------------|--|---|--|
| | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | | | |
| 沖縄振興特別推進交付金事業 | 千円 3,613,100 | 千円 130,900 | 千円 3,744,000 | (借入方法) 証書借入又 は証券発行 による。 発行価格が 額面金額を 下回るとき は、その発 行差額をう めるため必 要な金額を これに加算 した金額と することが できる。 | 年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率) | 償還期間は、据置 期間を含め30年以 内とする。 償還方法は、元利 均等、元金均等等 による。 ただし、財政の都 合により、据置期 間中であっても繰 上償還し、償還年 限を変更し、又は 借り換えることが できる。 |
| 公 共 事 業 等 | 11,953,300 | 37,300 | 11,990,600 | | | |
| 新石垣空港建設事業 | 42,000 | 23,900 | 65,900 | | | |

| | | | | | | |
|-----|------------|---------|------------|--|--|--|
| | | | | (借入時期) 平成25年度。 ただし、事 業その他の 都合により、 その一部又 は全部を後 年度に繰り 延べて起債 することが できる。 | | |
| 合 計 | 69,886,000 | 192,100 | 70,078,100 | | | |

平成25年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成25年度沖縄県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成25年度沖縄県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| | 収 | | 入 | |
|------------|--------------|---|---------|--------------|
| (科 目) | (既決予定額) | | (補正予定額) | (計) |
| 第1款 病院事業収益 | 51,381,796千円 | | 2,022千円 | 51,383,818千円 |
| 第2項 医業外収益 | 5,269,713 | | 2,022 | 5,271,735 |
| | | 支 | 出 | |
| (科 目) | (既決予定額) | | (補正予定額) | (計) |
| 第1款 病院事業費用 | 51,303,253千円 | | 2,022千円 | 51,305,275千円 |
| 第1項 医業費用 | 49,018,690 | | 2,022 | 49,020,712 |

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|---------------|-------------|-----------|-------------|
| 第1款 資 本 的 収 入 | 3,507,963千円 | 211,780千円 | 3,719,743千円 |
| 第1項 企 業 債 | 1,378,900 | 179,100 | 1,558,000 |
| 第2項 他会計負担金 | 2,104,745 | 32,680 | 2,137,425 |
| 支 出 | | | |
| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
| 第1款 資 本 的 支 出 | 5,324,889千円 | 211,780千円 | 5,536,669千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | 2,245,452 | 211,780 | 2,457,232 |

(他会計からの補助金の補正)

第4条 予算第10条に定めた一般会計からの補助金1,881,691千円を1,883,713千円に改める。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年12月16日まで縦覧に供する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年10月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ソーシャルハウス森羅
- 3 代表者の氏名 仲間寛
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市平良字西里840番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、身体、知的、精神に障害のある全ての人々が持つ、「願い」「個性」「人格」を大切に、地域の中で自立生活を送るために必要なサービスを提供し、かつ生活上の困難を克服していくための援助をし、多様なニーズに対する生活支援事業、相談支援事業、職業支援事業の運営をする。又、障害福祉の啓発活動、権利擁護活動等を行い、障害の有無に関わらず、誰もが排除や孤立することのない安心して暮らすことのできる人間尊重の社会実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年12月16日まで縦覧に供する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年10月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ていんくる・やいま
- 3 代表者の氏名 安次嶺絹枝
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県石垣市字登野城1357番地1石垣市健康福祉センター内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、子どもや子どもを育てる親、その他支援を必要とする人々に対して、安心して楽しめる地域づくり及び子ども達を健全に育成するための企画・運営事業を行い、子ども達にとって安全で楽しく過ごせる地域・環境づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年12月16日まで縦覧に供する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年10月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ちゅらネット
- 3 代表者の氏名 宇根眞利子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県石垣市字石垣133番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、八重山圏内において障がいを持つ人々や家族に対しての地域生活支援を目的とし、それらの人々の個々のライフスタイルに応じた自立生活と社会参画を支え、障がいや高齢による制約のないユニバーサルデザインの社会の実現に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年12月27日 沖縄県指令土第1275号、平成25年10月11日 沖縄県指令土第1158号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字塩屋浜原502番1ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢潤治
- 5 検査済証番号 平成25年10月11日 第4041号
- 6 工事完了年月日 平成25年9月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年3月1日 沖縄県指令土第217号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平1220番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平256番地 新垣シゲ
- 5 検査済証番号 平成25年10月11日 第4042号
- 6 工事完了年月日 平成25年9月30日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年10月29日

沖縄県立美来工科高等学校長 田 仲 康 成

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 WEB実習装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立美来工科高等学校 沖縄県沖縄市越來三丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日 平成25年9月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社興洋電子 沖縄県那覇市字安謝638番地
- 5 落札金額 26,460,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成25年8月13日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年10月29日

沖縄県立那覇商業高等学校長 大 嶺 雅 紀

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ネットワーク構築実習装置及び電子計算組織 各一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立那覇商業高等学校 沖縄県那覇市松山1丁目16番1号
- 3 落札者を決定した日 平成25年9月20日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄コンピュータ販売株式会社 沖縄県宜野湾市大山一丁目17番1号
- 5 落札金額 35,537,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成25年7月30日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成25年10月29日

沖縄県立宮古総合実業高等学校長 伊 志 嶺 秀 行

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 有機肥料製造装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古総合実業高等学校 沖縄県宮古島市平良字下里280番地
- 3 契約の相手方を決定した日 平成25年9月26日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 水 i n g 株式会社沖縄営業所 沖縄県那覇市久茂地2丁目12番21号電波堂ビル
- 5 契約金額 35,175,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

| | |
|---|---|
| <p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p> | <p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p> |
|---|---|